

第2部 海上交通の安全に関する施策

第1節 海上交通環境の整備

1 交通安全施設等の整備

(1) 開発保全航路の整備

国際海上輸送を担う船舶，地域の生活や産業活動に係る船舶等の安全かつ円滑な航行の確保を図るため，良好な自然環境の保全，周辺の水域利用や漁業との調整，船舶の航行規制の状況等に配慮しつつ，必要に応じ，新規航路の開削，既存航路の拡幅・増深又は水深の維持，航路法線の改良，浮遊物の除去等を行う。

特に大型船や危険物船が航行し，航行隻数が多い国際幹線航路においては，これらのハード施策と情報通信技術（IT）を活用した次世代海上交通システム等のソフト施策を有機的に組み合わせることにより船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上交通環境として海上ハイウェイネットワークの構築を推進する。

(2) 港湾の整備

社会資本整備重点計画に基づき，平成17年度は海上交通の安全性の向上を図るため，防波堤，航路，泊地等の整備を行う。また，沿岸域を航行する船舶の緊急避難に対応するため，避難港の整備を推進する。

(3) 水産基盤の整備

漁港漁場整備長期計画（平成14～18年度）に基づき，地域水産物供給基盤整備事業，広域漁港整備事業及び漁港漁場機能高度化事業等を実施し，外郭施設等の整備を通じて漁船の安全の確保を図る。

また，災害時に地域の救援活動等の拠点となる漁港において，周辺の漁港等との連携に配慮しつつ，救援船等に対応できる泊地，耐震性を強化した岸壁，輸送施設等の整備を推進する。

(4) 航路標識等の整備

港湾及び航路の整備の進展，船舶交通の高速化等の海上交通環境の変化に対応した船舶交通の安全確保かつ運航能率の向上を図るため，灯台，灯浮標等の航路標識の整備を実施する。特に，ふくそう海域における大規模海難の防止等のため，名古屋港及び瀬戸内海（来島海域）においてAIS（船舶自動識別

装置）を活用した次世代型航行支援システムの整備を行う。

また，大阪湾等の航路標識については，船舶交通の安全対策強化のため，同期点減化，光源のLED化等の整備を行い，視認性，識別性の向上を図る。

(5) 港湾の耐震性の強化

社会資本整備重点計画に基づき，平成17年度は，衣浦港等の耐震強化岸壁整備，川崎港の基幹的広域防災拠点整備，名古屋港，大阪港等の国際海上コンテナターミナルの耐震強化を行う。

港湾の技術開発についても，耐震設計手法等の充実強化に向けた調査研究を推進する。

2 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実

(1) ふくそう海域における船舶交通安全対策の推進

海域利用の多様化，海上交通の複雑化に対応した船舶航行の安全を確保するため，必要な海上交通関係法令の整備等を推進するなど実態に即した効果的な交通規制の充実を図る。

また，海上交通のふくそうする海域における船舶航行の安全を確保するため，東京湾及び瀬戸内海等において，海上交通に関する情報提供と航行管制を一元的に行うシステムである海上交通情報機構等の運用を行う。

このほか，伊勢湾における新たな交通体系の構築に向けた検討，高速航行に必要な技術基準等の策定，名古屋港及び瀬戸内海（来島海域）におけるAISを活用した次世代型航行支援システムの整備，国際幹線航路等の整備を図ることにより，海上ハイウェイネットワークの構築を進め，安全かつ効率的に航行できる海上交通環境の整備を行う。

(2) 海図・水路書誌等の整備及び水路通報等の充実

航海の安全に不可欠な海図及び水路書誌の整備を図るとともに，航海用電子海図の刊行区域の拡大及びこれまでの「東京湾至足摺岬」などのような海域毎の提供単位を細分化，より小さな「セル」単位（ある大きさの緯度・経度の区域毎に分けられた航海用電子海図の最小単位）により刊行，外国人の運

航する船舶の海難防止対策の一環としての英語版水路誌の刊行等、水路図誌の充実を図る。また、(財)日本水路協会は、海図の内容を簡略化した航海用参考図・電子参考図を刊行する。

また、船舶交通の安全に必要な情報等を水路通報、航行警報等により提供するほか、我が国周辺海域における海流・海水等の海況を取りまとめ、海流通報として提供する。

さらに、離島や沿岸域において火山噴火、地震、津波等の災害が発生した場合における海上からの救難・救助活動を迅速かつ適切に実施するため、海岸線、水深等の自然情報、公共機関所在地等の社会情報及び災害危険地、避難地等の防災情報を網羅した沿岸防災情報図の整備を行う。

(3) 気象情報等の充実

沿岸海域を航行する船舶や操業漁船等の安全を図るため、全国各地の航路標識施設において局地的な気象・海象の観測を行い、その現況を無線電話、テレホンサービス等で提供する船舶気象通報を引き続き行う。また、平成17年度は、東京、名古屋地区等

において、沿岸域情報提供システムの整備を行い、一般船舶はもとよりプレジャーボート等に対しても、ユーザーが必要とする気象・海象の情報、船舶交通の安全に必要な情報等を、インターネット、携帯電話等を通じて提供する。

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関する確に実況監視を行い、適時・適切に予報・警報等を発表・伝達するとともに、これらの情報の内容の充実と効果的利用を図るため、第1部第1章第3節6(3)で述べた施策を講じる。また、波浪や高潮の予測モデルの改善を図るとともに、GMDSSにおいて最大限有効に利用できるよう引き続き海上予報・警報の精度向上及び内容の改善を図る。

3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備

高齢者、身体障害者等も含めたすべての利用者が旅客船、旅客船ターミナル、係留施設、マリーナ等を安全かつ身体的負担の少ない方法で利用・移動できるよう段差の解消、誘導・警告ブロックの整備等による施設のバリアフリー化を推進する。

第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

1 海難防止思想の普及

海事関係者のみならず広く国民に対し、海難防止思想の普及・高揚を図り、また、海難防止に関する知識・技能及びマナーの習得・向上に資するため、海難防止活動の一層の充実を図る。

また、官民一体となった全国海難防止強調運動を実施するとともに、新聞、テレビ、インターネット等の媒体を通じて広く海難防止思想の普及に努める。

2 海難再発防止のための調査・分析に基づく安全指導

海難統計から経年変化を分析し、再発防止のための対策課題を抽出するとともに、個別・特異同種海

難事例を詳細に調査・分析することにより、その分析結果から導き出される具体的な海難再発防止方針に基づき、効果的な安全指導を推進する。

3 海難の原因究明結果の活用

海難の原因や態様についての詳細な分析、裁決事例や防止策を紹介する情報誌の充実を図り、これらを活用した海難防止に関する講習会等の広報・啓発活動を積極的に行う。

4 各種船舶の特性に応じた安全指導

(1) 危険物積載船舶

タンカー等危険物積載船の乗揚げ海難の防止、危険物荷役時の安全確保等に重点を置いて安全指導を

プレジャーボート

モーターボート、ヨット、水上オートバイ等個人がレジャーに用いる小型船舶。スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット、モーターボート等の船舶の総称